

**国際人権規約中等・高等教育の漸進的無償化条項の留保撤回を歓迎し、  
政府に対してOECD並みの教育予算の確保・教育の無償化実現を強く求めます**

2012年9月26日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

日本政府は9月11日に、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権規約A規約（13条2項b、c）の適用を留保してきた問題で、「留保撤回」を閣議決定し、国連に通告しました。この決定は1979年の条約批准以来、30年以上にわたり営々と続けてきた学生、教職員、父母、国民各層の運動と世論の重要な成果であり、ともに運動をすすめてきた日高教はこれを歓迎します。

日本の教育費をめぐる状況は、先進国としては最低レベルにあります。経済協力開発機構（OECD）が9月11日に発表した調査では、2009年の国内総生産（GDP）に占める教育機関への公的支出割合は、平均が5.4%に対して、日本は3.6%とOECD諸国31カ国中、3年連続で最下位です。

大学の初年度納付金は年々上がり続け、2011年の文部科学省調査では、国立が平均83万4800円、私立が平均145万2813円です。高校では、公立高校の授業料は不徴収になりましたが、2010年の授業料以外の学校納付金は平均23万7669円となっています。また、私立高校では、公立の授業料不徴収に相当する就学支援金が創設されても、それ以外に2010年に、平均68万5075円かかっています。

日高教の「公立高等学校授業料不徴収に関わる都道府県教育委員会調査」では、高校授業料不徴収後の2011年に留年などの理由で授業料を徴収されている公立高校生は、22都県の約2400人に上ることが明らかになっています。授業料不徴収に伴って、16歳から18歳までの特定扶養控除が廃止されたことで、逆に負担増となる家庭も生まれています。これを補うために、文部科学省は高校生修学支援基金の活用を各自治体に勧めています。貸与奨学金の返還猶予などの制度改革を行った自治体は12都県で、その内、返還猶予の年収を明記しているのは数県にとどまり、負担増になる家庭への救済としてはきわめて不十分な状況にあります。

文部科学省は2013年度予算概算要求で、過去3年連続要求してきた高校向けの給付型奨学金や、昨年初めて要求した大学等の給付型奨学金について、要求自体を見送りました。大学生の貸与型奨学金では、無利子奨学金は3万6000人増であったのに対し、有利子は6万3000人増となり、奨学金のローン化をいっそう進めるものとなっています。

文部科学省は「留保撤回によって劇的に具体化されていくものではない」としていますが、日高教は、留保を撤回した以上は、毎年計画的に教育への公的支出を引き上げ、高校生・大学生の給付制奨学金などの実現を強く求めるものです。

民主・自民・公明の合意では「高校無償化」の「見直し」が盛り込まれていますが、今回の「留保撤回」に照らしても、また、文部科学省の「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため」という説明によっても、授業料不徴収を後退させることは許されません。授業料不徴収を確実に政府予算に盛り込ませるとともに、留年生等も含めた授業料の完全不徴収を国の責任で実現させる必要があります。

日高教は、「留保撤回」を契機に、教育への公的支出をOECD並みに拡大し、教育の無償化を実現するために、教育全国署名を中心とした国民的運動を父母・地域住民とともに全力をあげてすすめる決意です。

以上